

令和8年度 食Pro.食の人材育成セミナー

6次産業化関連の法規・制度

**令和8年9月11日
農林水産省九州農政局鹿児島県拠点
地方参事官室**

1 6次産業化の政策的位置づけ

6次産業化とは

6次産業化とは

「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」

出典：「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）

※法律の公布日：平成22年12月3日、施行日：地産地消関係は平成22年12月3日、6次産業化関係は平成23年3月1日



【参考】

6次産業化とは、農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするものである。

出典：「文部科学省検定済教科書（高等学校農業科用） 農業経営」（実教出版）

※平成26年度から使用

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)

1 前文、目的(第1章)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(第2章)[6次産業化関係]

(1) 総合化事業計画(農林水産大臣が認定)

- 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
- 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象(支援措置)
 - ・ 農業改良資金融通法等の特例(償還期限及び据置期間の延長等)
 - ・ 野菜生産出荷安定法の特例(指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付) 等

(2) 研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)

- 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画(支援措置)
 - ・ 種苗法の特例(出願料・登録料の減免)
 - ・ 農地法の特例(農地転用許可に係る手続の簡素化) 等

3 地域の農林水産物の利用の促進(第3章)[地産地消関係]

(1) 基本理念

①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。

(2) 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定

(3) 国及び地方公共団体による必要な支援の実施

4 施行日

[第1章(目的)、第3章(地産地消関係)] 公布の日(平成22年12月3日)

[第2章(6次産業化関係)] 公布の日から6か月以内(平成23年3月1日)

- ・ 法に基づき農林水産大臣からの総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者は、資金や補助事業等の支援を受けられる。

- ・ 法第2章第2節第4条 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(概要)

1. 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進

第1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項

国内市場の活性化や海外市場の開拓により、農林水産物等の需要全体の拡大を図り、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進により、農林漁業者の所得を確保。

また、農山漁村に由来する資源を有効に活用し、グリーンツーリズム、輸出、発電、バイオ燃料、バイオマス製品等の製造等を行う取組の促進により、地域内に雇用と所得を確保。

第2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、輸出、農林漁家民宿、農林漁家レストラン等での提供等に主体的に進出し経営を多角化・高度化する取組を推進。

また、地域の多様な事業者が太陽光・水力・風力等を活用してエネルギーを生産し、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の用に供する取組を推進。

第3 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

計画は5年以内とし、計画の認定要件については、以下のとおり。

- ① 農林水産物等及び新商品の売上高が5年間に5%以上増加、
- ② 農林漁業及び関連事業の所得が向上し、かつ、実施期間終了時点において売上高が経営費を上回っていること

第4 その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

インターネット、パンフレット等を活用し、わかりやすい形で情報を提供。地元機関、関係省庁等のネットワークの構築・活用により農林漁業者等の相談等に対応するとともに、地方農政局等に総合的な窓口を設置。また、幅広い知識・経験を有する「6次産業化プランナー」を全国に配置し、6次産業化の取組を総合的にサポート。

2. 地域の農林水産物の利用の促進

第1 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項

国及び地方公共団体は、法に定める基本理念（第26条～第33条）に基づき、地域の農林水産物の利用を促進。都道府県及び市町村においては、基本方針や地域の実情を踏まえて促進計画を策定するよう努める。

第2 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

直売所の年間販売額、学校給食における地場産物の使用割合等に関する具体的な目標を設定。例えば、通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、令和7年度までに50%以上（令和元年度：26%）とすることを旨とする。

第3 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

道の駅、マルシェ等を活用した直売の取組や学校給食における取組の促進、農林水産物の安定的な供給の確保、食育の推進、環境への負荷の低減等について、国及び地方公共団体が具体的な施策を講ずるよう努めることにより、地域の農林水産物の利用を促進。

第4 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

多様な国民運動と連携し、地域の農林水産物の利用の促進に対する国民の参加を促進。

3. 施策の総合的な推進及び関係機関の連携等

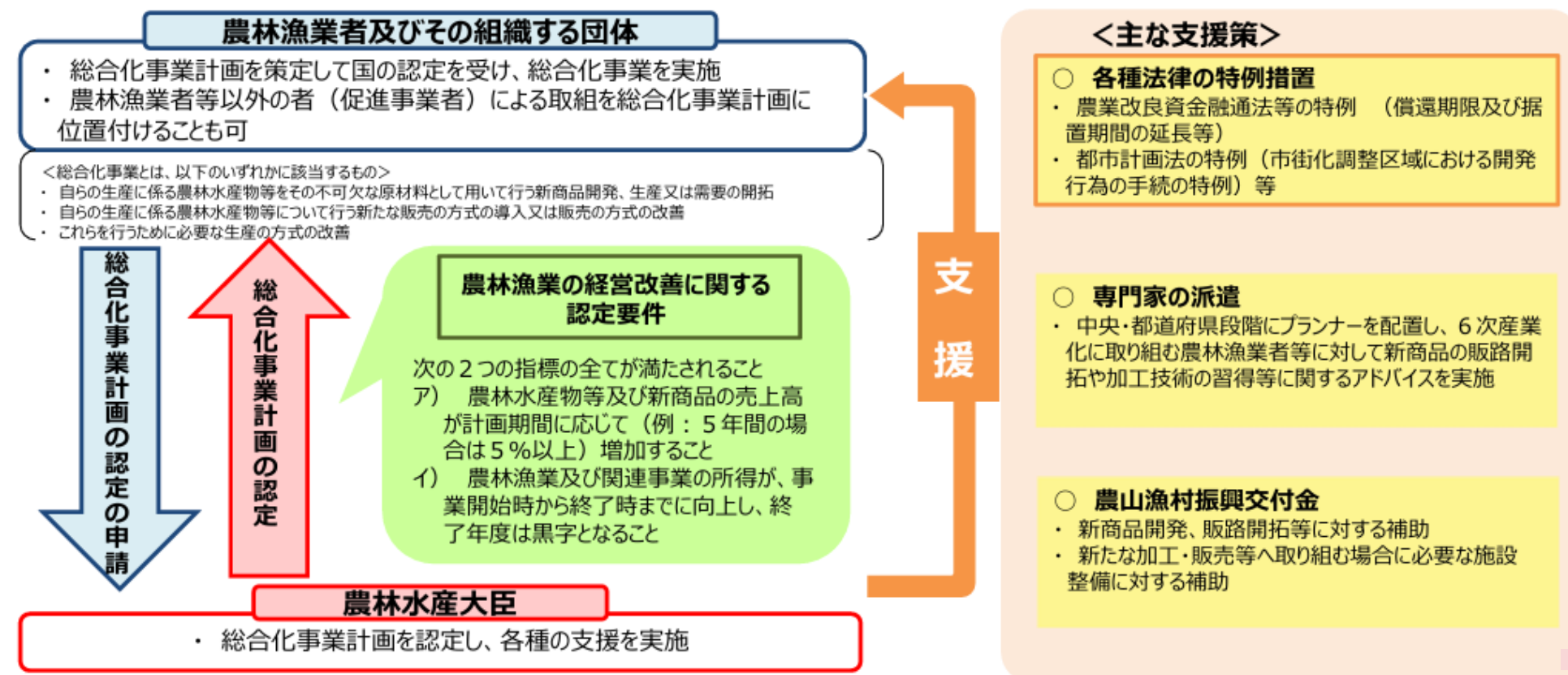
第1 施策の総合的な推進

法に基づく措置と補助事業等の支援策を一体的に講ずるなど、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用を総合的に推進。

第2 関係機関の連携等

地方農政局等と地方公共団体等との連携、関係府省庁相互間の連携、多様な主体の連携の促進等に努める。

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を促進するため、農林漁業者及びその組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）が主体的に行う新事業の創出等の取組に対して支援を行う法律。
- 農林水産大臣は、農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業について、計画の認定を行い、各種法律の特例の対象とすることにより支援。
- このほか、農林漁業者等に対する6次産業化プランナーの派遣や農山漁村振興交付金等により、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を支援。



総合化事業計画の認定要件

(基本方針において規定)

☆認定を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要

①【事業主体】 農林漁業者等が行うものであること

(例) 農林漁業者(個人・法人)

農林漁業者の組織する団体(農協、集落営農組織等)

※任意組織も可。

(注) 事業主体の取組を支援する者を促進事業者(※機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等。事業規模は問わない。)として計画に位置づけることが可能

②【事業内容】 次のいずれかを行うこと

ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに行ったことのない新商品の開発・生産)

イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入)

ウ) ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

↓(続く)

③【経営の改善】 次の2つの指標の全てが満たされること

ア) 対象商品の指標

農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること

イ) 事業主体の指標

農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向
上し、終了年度は黒字となること

④【計画期間】 5年以内(3～5年が望ましい)

総合化事業計申請のポイント

記 載 事 項

- ①農林漁業経営の現状、②総合化事業の目標、③事業の内容・期間④事業の実施体制、
⑤事業実施に必要な資金の額、調達方法、など

認 定 要 件

- ①農林漁業者等が行う事業であること。
②農林漁業経営の改善が図られるものであること。
・売上高が **5%以上増加**すること。(4年は＝4%、3年は＝3%)
・事業全体の所得が向上し、終了年も **売上高>経営費** 黒字となること

事 業 内 容

- 自ら生産等に係る農林水産物等を使用して
①新商品開発(今まで行っていない商品)
②新たな販売方式の導入、販売方式の改善
③そのための生産等方式の改善 など

問1 総合化事業における「新商品」とは、どのような商品ですか。

(答)

1 「新商品」とは、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに開発、生産又は需要の開拓を行ったことのない商品のことです。

2 具体的には、

① 商品そのものが新しい

(例) リンゴでジュースを作っていたが、新たにリンゴでジャムを作る場合など

② 原料が新しい

(例) 今まで作っていたジュースの原材料であるリンゴとは別の品種のリンゴを用いて、リンゴジュースを作る場合など

③ 製法が新しい

(例) 商品の種類も原材料も変わらないが、食味を改善する、保存期間を延ばすなどの目的で製法を改良する場合など

のいずれかに該当すれば、新商品に当たります。

問5 総合化事業における「新たな販売の方式」とは、どのような販売方式ですか。

(答)

- 1 「新たな販売の方式」とは、認定を受けようとする農林漁業者等が、これまでに用いたことのない販売方式のことです。
- 2 「販売の方式」については、主に
 - ① 消費者が商品の実物を見た上で購入することができる販売の方式（実店舗、自動販売機）
 - ② 消費者向けの販売であって、①以外の方式（インターネット、カタログ、電話等）
 - ③ 実需者向けの販売（卸売。いわゆるB to B）に分けられますので、この中でこれまでに用いたことのないものが、「新たな販売の方式」となります。
- 3 例えば、
 - ① これまでスーパーに契約販売をしていた農業者が、新たに通信販売を始める場合
 - ② これまでJAに販売を委託していた農業者が、新たにJAが運営する直売所で直接販売を始める場合が挙げられます。

問8 総合化事業における「生産の方式の改善」とは、どのような改善ですか。

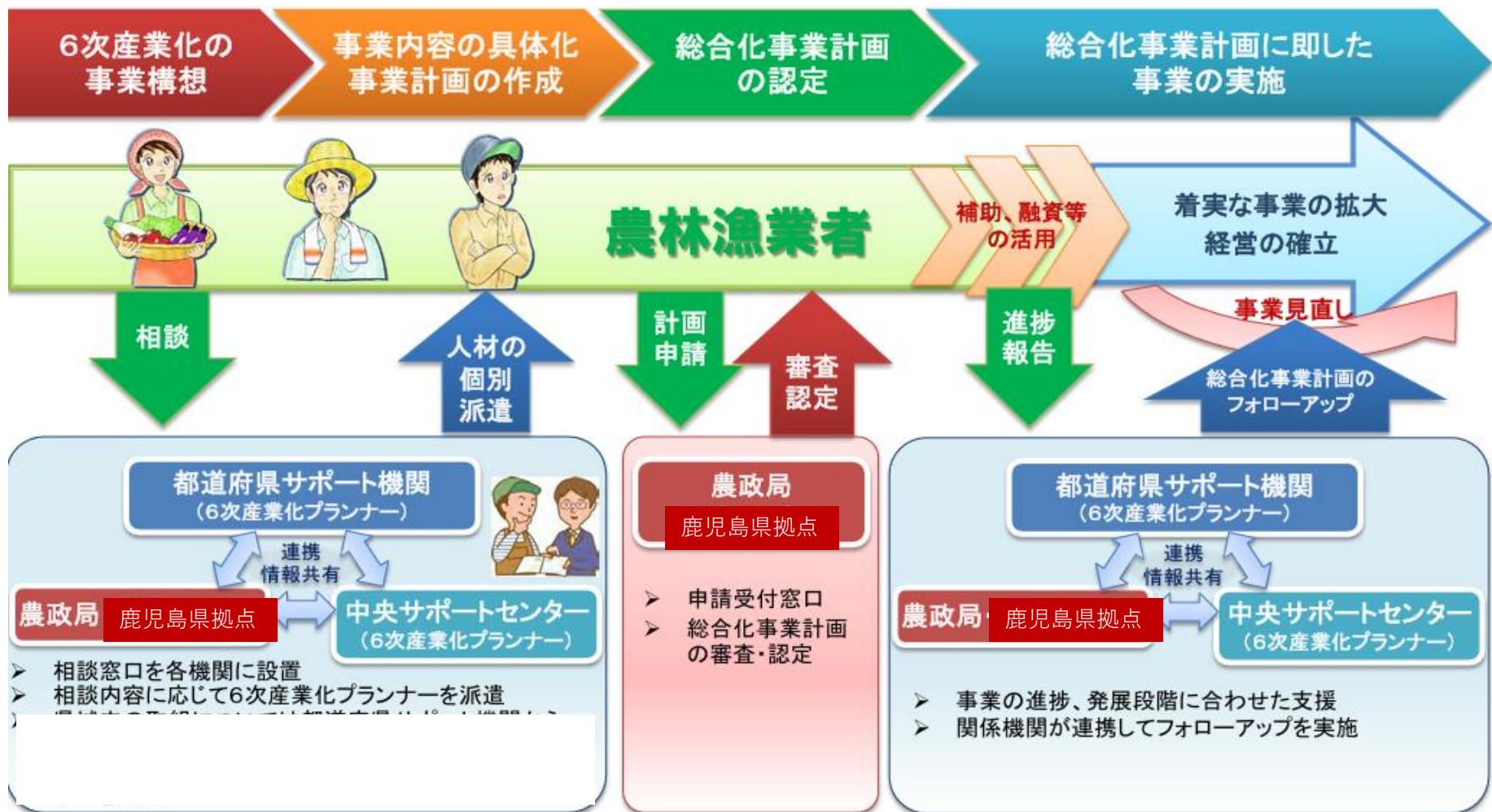
(答)

1 「生産の方式の改善」とは、農林漁業者等が行う新商品の開発や新たな販売の方式の導入等の取組に必要な農業用施設の取得、新規の作物や家畜の導入、地域の土地、水その他の資源を生かした新たな生産方式を導入することです。

2 例えば、

- ① さつまいもを活用した新たなスイーツを開発するため、加工適性の高い品種の導入に取り組む。また、原料となる加工向け品種の安定調達を実現するため、他の生産者と栽培契約を締結する
 - ② ベビーリーフを活用した小売用のサラダを開発するため、新たに水耕栽培を行う
 - ③ スーパーへの契約販売のみを行っていた農業生産法人が、消費者への直接販売に取り組むに当たり、野菜の通年供給や品揃えを確保する観点から、新たに複数種類の野菜の栽培を行う
- といった取組が挙げられます。

総合化事業計画について 構想・策定・認定・実施の流れ

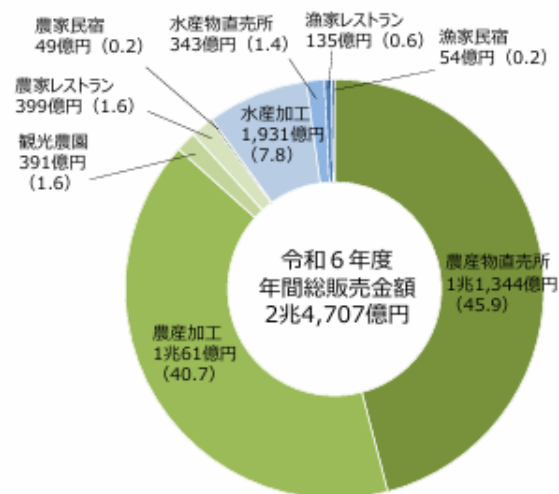


※プランナーとは、県サポートセンターや中央サポートセンターに登録・派遣される民間の専門家。
 ※地域プランナーの派遣先は、地域支援検証委員会で支援対象に選定された事業者に限る。

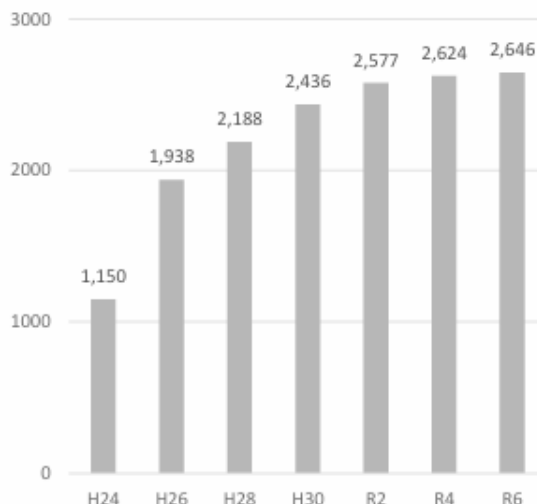
6次産業化の市場規模について（全国）

- 令和6年度の6次産業化総合調査によれば、6次産業化に相当する農業・漁業生産関連事業の年間総販売金額のうち、**農業・漁業の加工・直売分野が約96%**となっており、**加工と直売が大半を占めている**。
- 令和6年度の6次産業化の加工・直売の市場規模は、**約2.3兆円**となっている。

＜農業・漁業生産関連事業の年間総販売金額（全国）＞



＜総合化事業計画の認定件数の推移＞

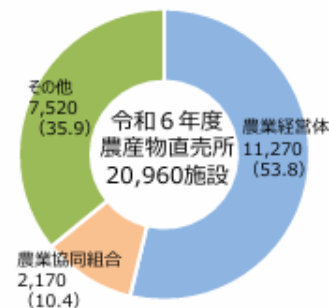


（参考）農産物直売所の現状

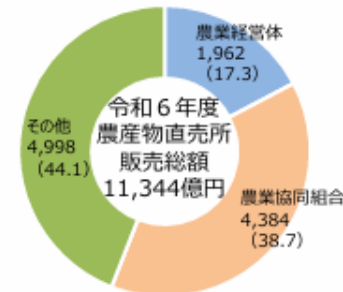
- 直売所は、全国で約21,000カ所、年間総販売額は約1.1兆円。
- 運営主体別販売総額では、直売所全体の53.8%を占める農業経営体の販売総額の割合は17.3%に対し、全体の10.4%である農業協同組合が38.7%。

※四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある

＜運営主体別の農産物直売所数＞

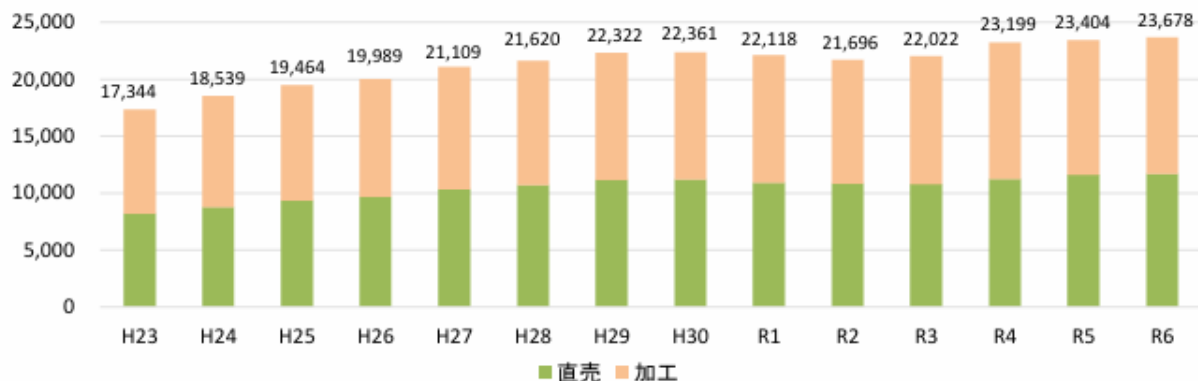


＜運営主体別販売総額（億円）＞



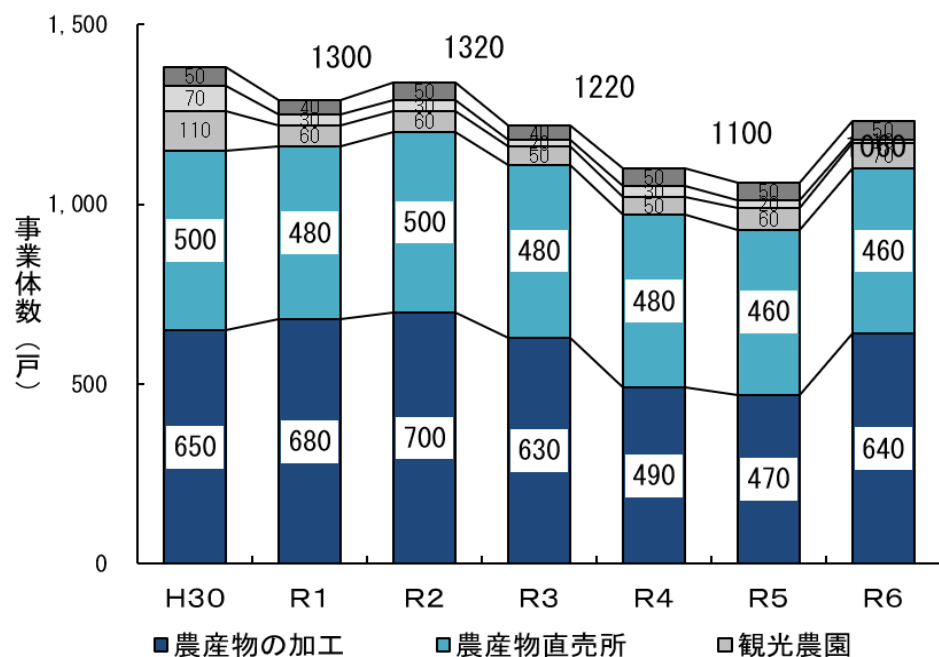
資料：農林水産省統計部「6次産業化総合調査」

＜6次産業化（加工・直売分野）の市場規模の推移＞

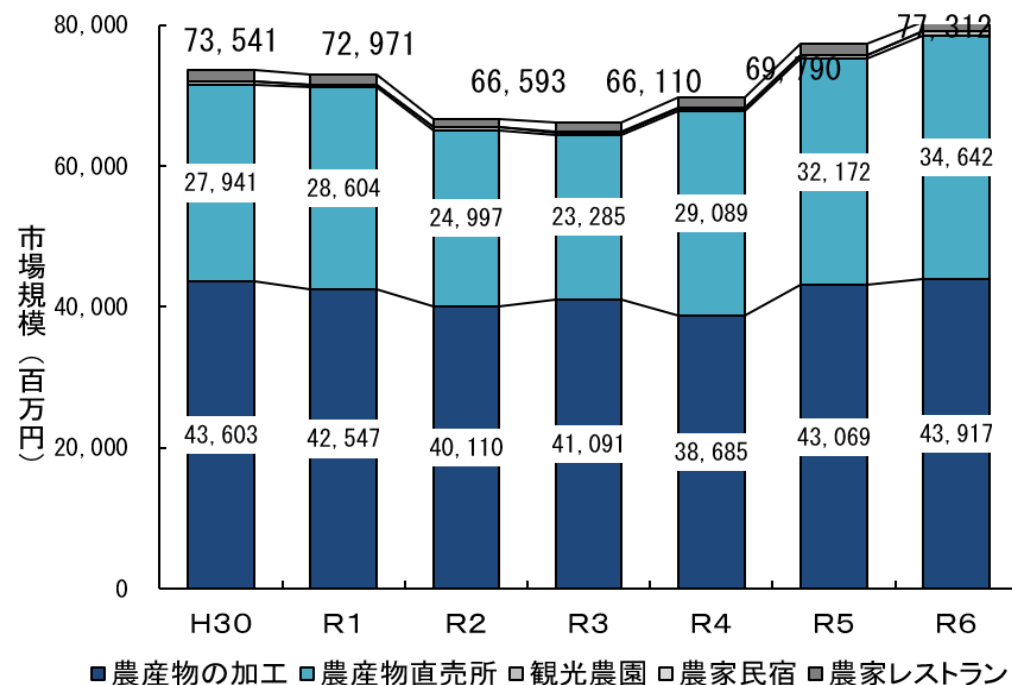


6次産業化の市場規模について（鹿児島県）

〈6次産業化事業体数〉



〈6次産業化事業規模〉



・令和6年度の6次産業化総合調査によれば、鹿児島県においても、6次産業化に相当する農業生産関連事業の年間総販売額のうち、**農産物の加工・直売分野が9割以上**を占めている。

・令和6年度の**鹿児島県6次産業化の加工・直売の市場規模は、786億円**となっている。

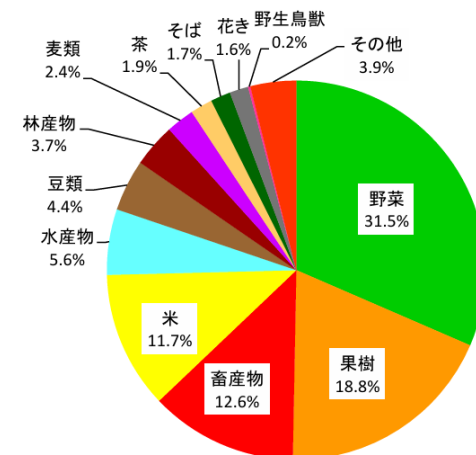
総合化事業計画について（認定状況）

（累計：令和8年3月末日現在）

1. 地域別の認定件数

地域	総合化事業計画 の認定件数	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係	研究開発・成果 利用事業計画の 認定件数
北海道	163	154	3	6	1
東北	382	346	12	24	4
関東	464	424	18	22	12
北陸	128	122	2	4	1
東海	260	223	15	22	0
近畿	390	355	13	22	3
中国四国	334	278	12	44	2
九州	471	397	28	46	6
沖縄	61	55	1	5	0
合計	2,653	2,354	104	195	29

総合化事業計画の対象農林水産物の割合



【総合化事業計画の認定】

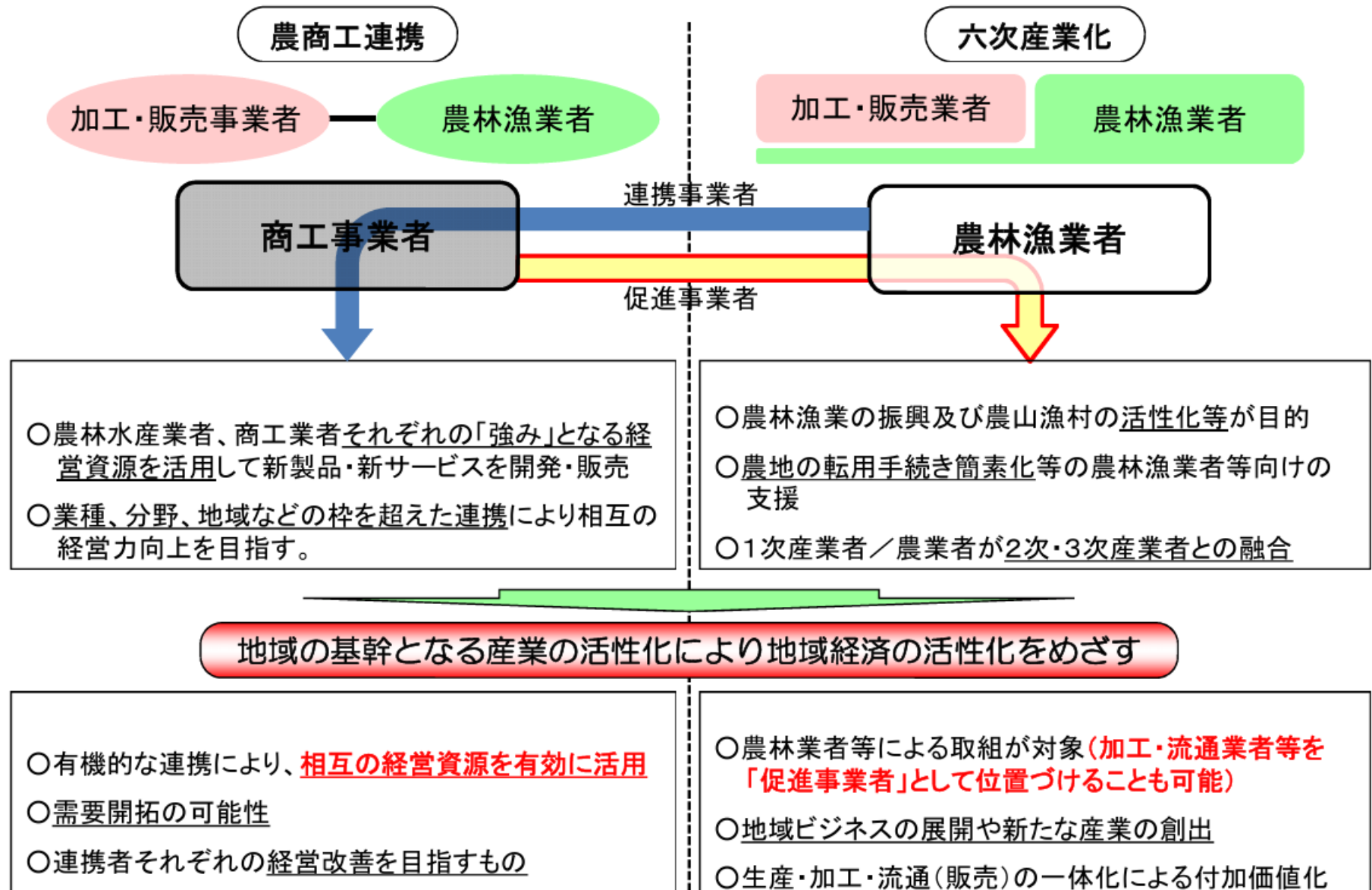
九州農政局において、「六次産業化・地産地消法」に基づき総合化事業計画の認定（いわゆる6次産業化認定）を行った件数は、471件（令和8（2026）年3月末）で全国の17.8%を占め、ブロック別では最も多い認定件数となっています。県別にみると宮崎県が全国第3位となっており、全国的に見ても九州は6次産業化の取り組みが進んだ地域となっています。

認定件数

（令和8（2026）年3月末日現在）

都道府県	計	農畜産物 関係	林産物 関係	水産物 関係
福岡県	82	72	3	7
佐賀県	25	25	0	0
長崎県	38	26	2	10
熊本県	93	75	10	8
大分県	54	45	4	5
宮崎県	113	101	7	5
鹿児島県	66	53	2	11
九州計	471	397	28	46
全国	2,653	2,354	104	195

農商工連携と六次産業化について



2 6次産業化に係る支援について

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 我が国の食料供給

3 付加価値向上に向けた取組

(2) 農産物を活用した新たな事業の創出の促進等

農村の所得の向上と域内の再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出すため、農業を高付加価値化するとともに、地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出することが重要である。

(略)

このため、地域の農業者が農産物の加工・販売や観光農園、農家レストランの経営等により、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。

V 農村の振興

2 農村における所得の向上と雇用の創出（経済面）

(1) 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

農村における所得の向上に向けては、農業所得と農業以外の所得を合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な就労機会を創出していくことが重要であり、農林水産物に限らない多様な地域資源の活用や農業者以外の多様な主体の参画により、付加価値の創出を図る取組を推進していくことが必要である。その際、地域の経済を活性化するためには、地元の住民・事業者の積極的な参画も必要である。

このため、6次産業化、農泊、農福連携など、農村の地域資源をフル活用し他分野と連携する取組を更に推進することにより、付加価値のある内発型の新事業を創出する。特に、地域がより一層裨益するよう、地元の若者や事業者による域内での起業・事業展開を後押しする。

(以下略)

農山漁村から広がる新たな地域資源活用価値創造とは

これまで農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資する重要な取組の1つとして、農林漁業の6次産業化の推進に取り組んできました。

また、令和4(2022)年度からは、この6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源を活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって付加価値を創出していく「農山漁村発イノベーション」の取組を支援してきました。

令和7(2025)年度からは、「地域資源活用価値創出」と題し、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援していくこととしています。

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定者への支援

法律の特例措置

- 農業改良資金融通法等の特例(償還期限・据置期間の延長等)
- 農地法の特例(農地転用手続きの簡素化)
- 野菜生産出荷安定法の特例(リレー出荷支援)

補助事業

- 新商品開発・販路開拓に対する補助
 - ★新商品開発に向けた試作品の製造に向けた機械のレンタルリース料や市場評価の実施、販路開拓に向けた商談会への出展、パンフレット等の作成費を支援
- 新たな加工販売に取り組む場合に必要な施設整備に対する補助
 - ★実施主体を六次産業化・地産地消法又は農商工連携促進法の認定を受けた民間団体等に限定

地域資源活用価値創出とは(所得の向上、雇用の創出)

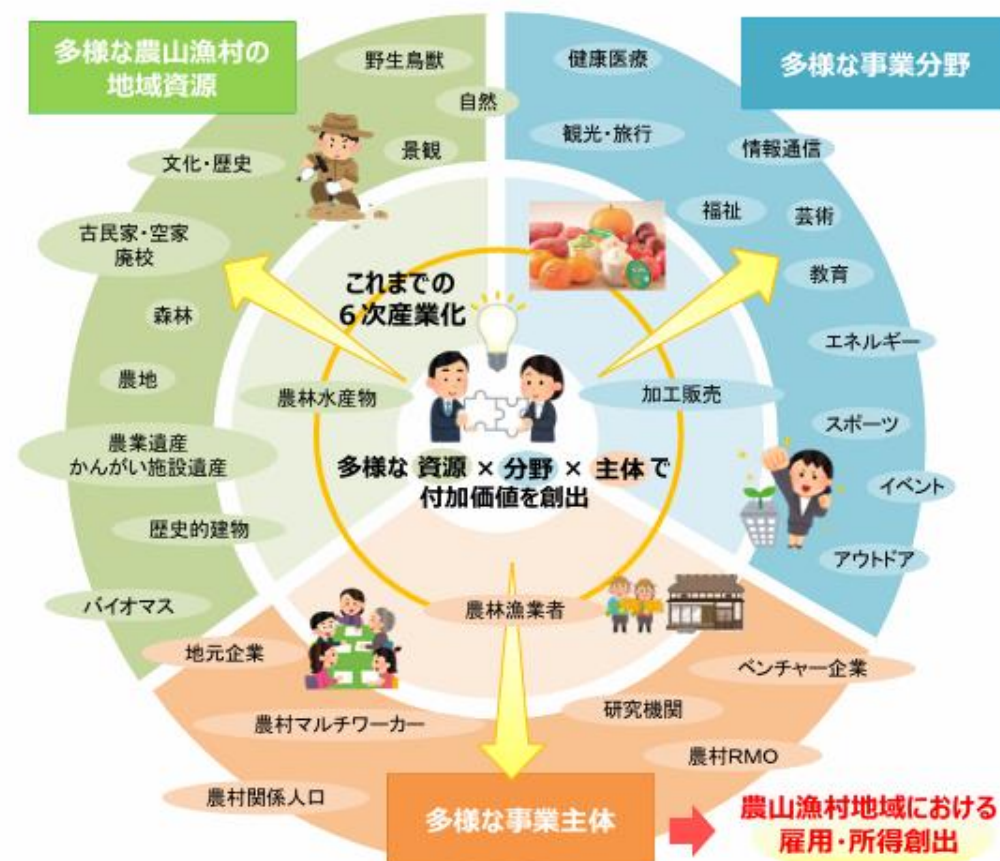
<対策のポイント>

従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の**多様な地域資源も活用**し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた**多様な主体の参画・連携**の下で付加価値を創出することにより、**農山漁村における所得の向上、雇用の創出**を図ります。

<事業の全体像>

地域資源活用 価値創出

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村の地域資源を活用した付加価値の創出事例

「農産物、景観」×「加工販売、観光・旅行」 ×「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。
(栃木県宇都宮市)



「森林」×「スポーツ」×「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。
(栃木県壬生町)



「農産物」×「加工販売、観光旅行、教育」 ×「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。
(長崎県大村市)



○平成12年に農業交流拠点施設「おおむら夢ファームシュシュ」を開業。農産加工品の製造・販売（6次化）のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューで取組を展開。雇用拡大などを実現。

基本情報

- 所在地：長崎県大村市
- 選定表彰：
 - ・令和3年度農林水産祭「天皇杯」多角経営部門
 - ・令和2年度6次産業化優良事例表彰 農林水産大臣賞
 - ・第6回「ディスカバー農山漁村の宝」(R1)
 - ・平成19年度全国地産地象活動優良表彰（交流促進部門）農林水産大臣賞
- 主力商品・イベント：
 - ・ジェラート等、食育・農林漁業体験
- 活用した支援施策：
 - ・農業構造改善事業（施設立ち上げ時）

取組の概要

- 農業テーマパーク構想の実現のため、一年中観光客が訪れる交流拠点「おおむら夢ファームシュシュ」を開業。
- 地元農産物(生鮮品)のほか、6次化による商品開発でジェラート、プリンなど多数商品化し販売。レストランではランチバイキングやレストランウェディングなどを提供。
- 大村市グリーン・ツーリズム推進協議会と連携した観光・体験農業を展開。
- 大村市のふるさと納税の返礼品として、農産物の詰め合わせや加工品等を出品。



おおむら夢ファームシュシュ

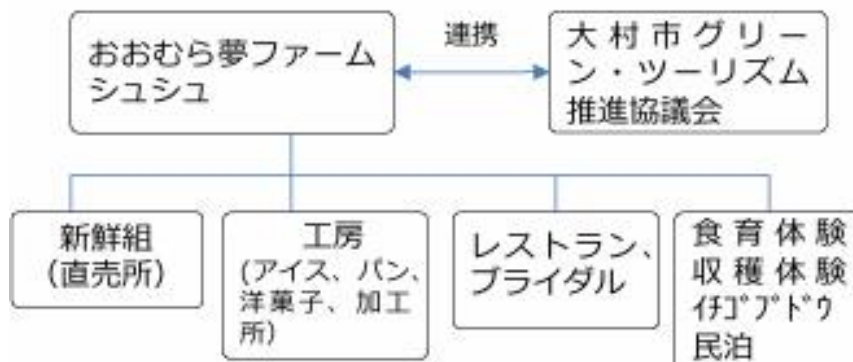


地元産の農産物を使用したジェラート



農産物を使用したオリジナル加工品

体制図



取組の成果

- 6次化による売上高：3.2億円（H26）⇒ 3.9億円（H30）
- 年間集客数：約49万人（H30）
- 食育・農業体験者数：約3万人（H30）
- 従業員：年間100名以上（季節雇用含む）
- 常時雇用職員の女性割合：8割

ウェブサイト▶<http://chouchou.co.jp/>

○有機農業で耕作放棄地50haを再生し、甘藷を主力に加工・製品化。食品製造や人気商品展開で収益化し、今後は宿泊・飲食事業で雇用創出と地域活性化を図り、オーガニックをプラットフォームとした街づくりを目指す。

基本情報

- 所在地：長崎県五島市
- 選定表彰：
 - ・ 未来につながる持続可能な農業推進コンクール 生産局長賞
 - ・ 2040年夢コンテスト最優秀賞
- 主力商品・イベント：
 - ・ 生いも（有機安納芋、有機紫芋）、おしゃぶー（有機安納芋、有機紫芋、芋おとめ）、ひとくち焼き安納芋、有機ペースト、有機パウダー、有機焼き芋
- 活用した支援施策：
 - ・ 五島市輸送コスト支援事業（R6）
 - ・ 五島市雇用機会拡充支援事業（R6）
 - ・ 長崎県農山漁村発イノベーションサポート事業（R4～R6）

取組の概要

- 「オーガニックをプラットフォームとした街づくり」をビジョンとして、これまでに100%有機（甘藷・大麦・小麦）で計50haの耕作放棄地を再生。安納芋が主力農産物。2019年に食品工場を完成させ、ペーストやパウダーの製造を実施。栽培した甘藷は青果のほか、規格外品を100%一次加工品・製品化することで収益化している。有機栽培という特徴を生かして開発した赤ちゃん向けの干し芋は大手ベビーフード小売店で取り扱われる程の人气で、当社の看板商品である。一次加工品は、菓子や製パンなど様々なメーカーに卸している。2019年に輸出商社を立ち上げ東南アジアを中心に輸出を拡大している。
- 築50年の廃ホテルを再生し、宿泊・飲食事業を令和8年度より開始、島内における雇用の創出や移住支援に貢献。



有機安納芋



ベビーフード



遊休施設を活用したホテル

体制図



取組の成果

- 作付面積 4,000a (R2) →5,000a (R6)
- 雇用 37人 (R2) →60人 (R8)
- 売上高 1億3,556万円 (R2) →2億4,658万円 (R7)

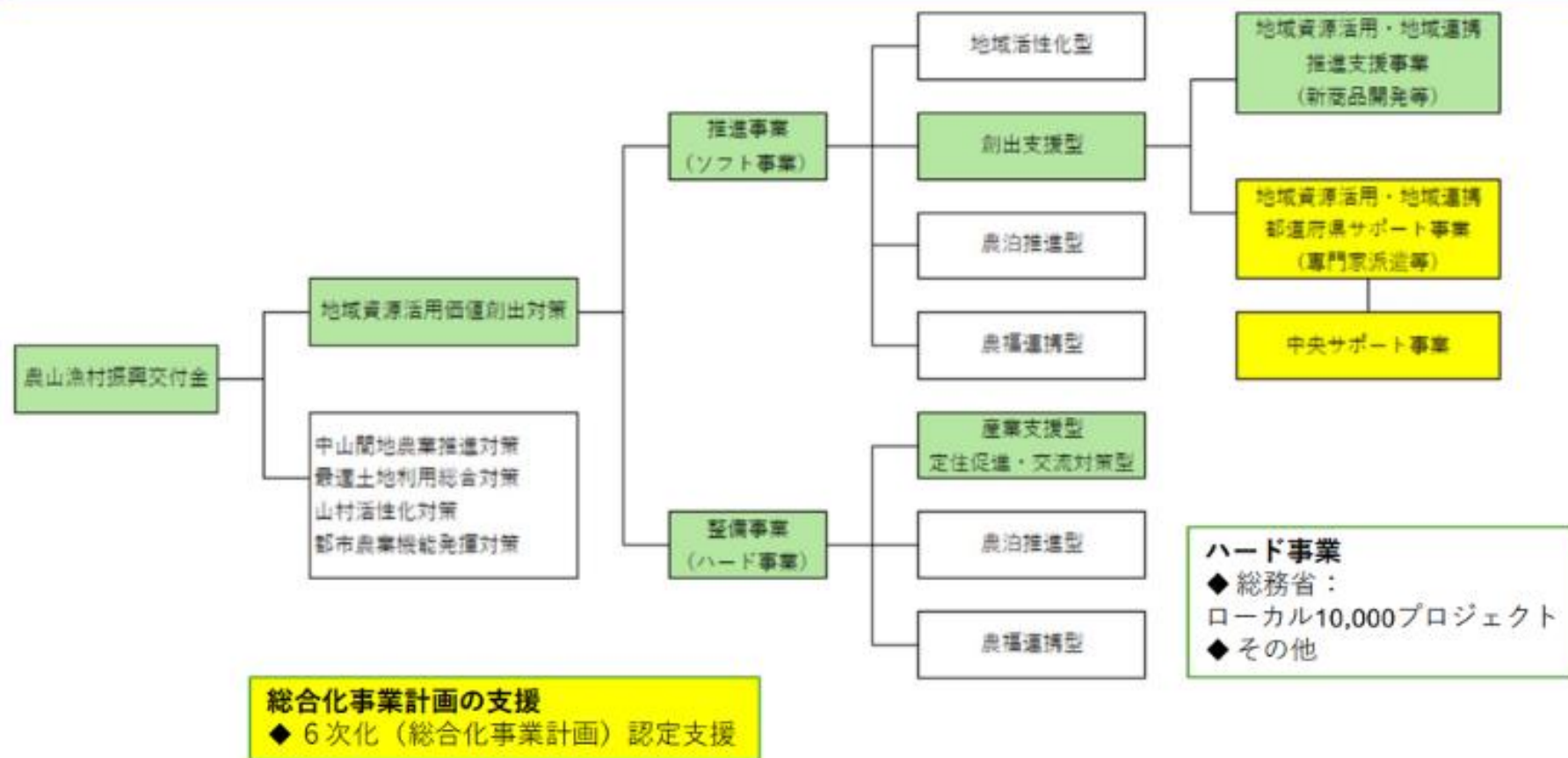
ウェブサイト▶<http://osyaburi.jp/company/index.html>

地域資源活用価値創出対策による事業の体系図

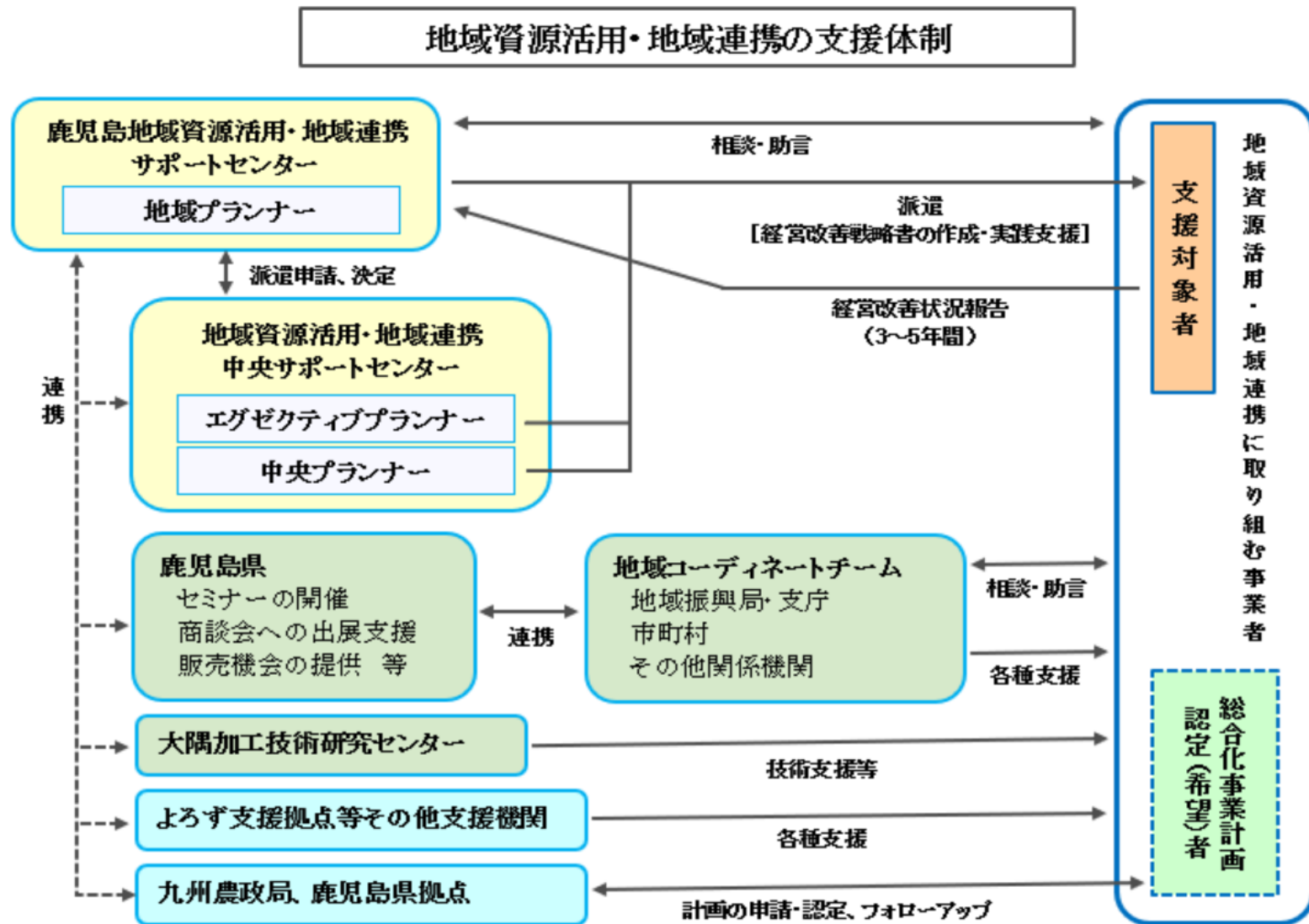
地域資源活用価値創出対策のうち

- ◆ 推進事業（ソフト事業）に「創出支援型」があり、「創出支援型」に「推進支援事業」と「サポート事業」がある。
- ◆ 整備事業（ハード事業）に「産業支援型」及び「定住促進・交流対策型」がある。

<事業の体系図>



地域資源活用価値創出対策による支援体制(地域連携サポートセンターによる支援)



農山漁村交付金地域資源活用価値創出対策による支援(推進事業・整備事業)

■地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）・地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

令和8年度予算額 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

○従来の6次産業化の取組に加え、農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な主体の参画によって付加価値を創出していく取組に対して、ソフト・ハード両面から支援。

事業実施主体

- ・農林漁業者等
- ・商工業者の組織する団体
- ・民間事業者
- ・特定非営利活動法人
- ・一般社団法人、公益社団法人
- ・一般財団法人、公益財団法人
- ・市町村、市町村協議会
- ・特認団体（ほか）

※支援対象となる取組のうち、④はコンソーシアムも可

※事業実施主体が市町村以外の場合、事業実施主体と農林漁業者等を含む3者以上のネットワークを構築する必要があります。

※事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ市町村戦略を定めている必要があります。

- 中央サポート事業
- ・民間団体等
- 都道府県サポート事業
- ・都道府県

- ・農林漁業者団体※
- ・中小企業者※

※①六次産業化・地産地消法に基づく総合事業計画
②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
③都道府県若しくは市町村が策定する戦略
のいずれかに基づく整備事業計画が必要です。

付加価値の創出を図る取組に対する支援

< ソフト対策 >

創出支援型

地域資源活用・地域連携推進支援事業	支援対象となる取組（複数の組合せも可） ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組 ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組 ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組 ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組	①～③は取組に必要な設備・機器の導入も可能 事業実施期間：1年間 または2年間 交付率：①～③：1/2以内 ④：定額 上限：500万円/事業期間
--------------------------	--	---

※ 対象地域の指定があります。また、付加価値額及び売上高増加の目標設定が必要です。
 ※ 都道府県を通じて支援します。

地域資源活用・地域連携サポート事業	●中央サポート事業 ① 都道府県サポートセンターとの連携により、高度な課題解決に取り組む事業者等の経営改善の取組に対し専門家派遣等による伴走支援 ② 地銀等の中間支援を通じた案件形成の推進、民間資金の活用と人材確保、企業・学生等の多様な主体の参入促進により、農山漁村の抱える地域課題の解決と稼げる農林水産業の実現を目指す取組 ③ 施設給食における地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等 ●都道府県サポート事業 - 多様な課題解決に取り組む事業者等の経営改善の取組に対し専門家派遣等による伴走支援	相談者 → 相談 → 支援 → 活用 → マッチングプラットフォーム → 地産地消コーディネーター → 中央サポートセンター
--------------------------	---	---

※ 経営改善の取組に対する伴走支援を受けるには、経営改善の目標を設定し、支援対象者に選定される必要があります。

< ハード対策 >

産業支援型	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な施設（農林水産物加工・販売施設等）の整備を支援	事業実施期間：1年間 交付率：3/10以内、ただし要件によっては1/2以内 上限：1億円 （最大2億円※要件あり）
--------------	---	--

※要件等の詳細はホームページをご確認ください※



地域資源活用価値創出対策



農山漁村交付金地域資源活用価値創出対策による支援(推進事業・整備事業)

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策

令和8年度予算額

7,045百万円(前年度 7,389百万円)の内数

〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加(68%→78%〔令和11年度まで〕)等

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成等の取組を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。

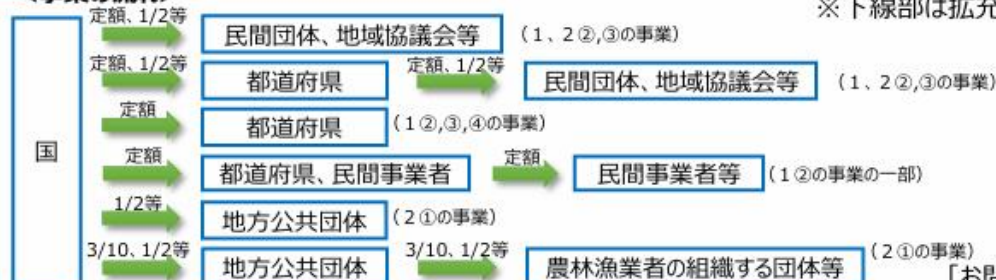
2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設や「食」の高付加価値化に不可欠な施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

(関連事業) 地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

②創出支援型



官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発

③農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成

④農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型産業支援型



農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

②農泊推進型



食の高付加価値化に遊休施設を活用した不可欠な内装の改修 滞在施設の整備

③農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

【お問い合わせ先】 農林振興局都市農村交流課 (03-6744-1855)

農山漁村交付金地域資源活用価値創出対策による支援(推進事業)

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和8年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

- ① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。
- ② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

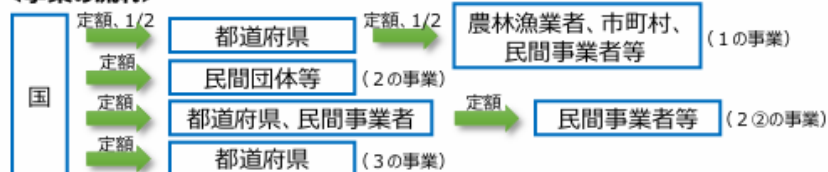
【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業

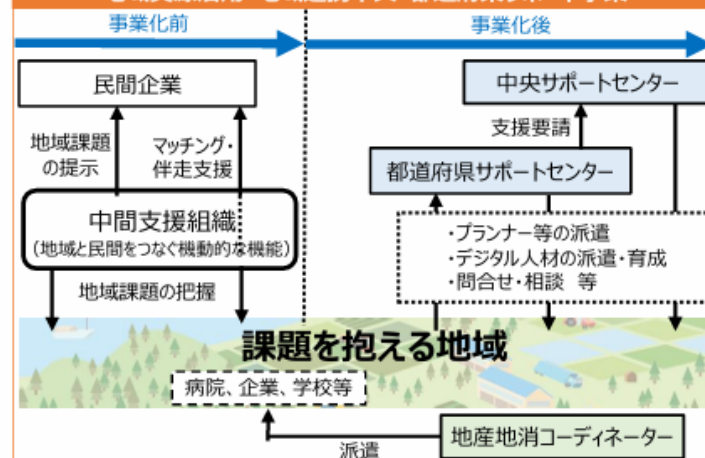


地域の農林水産物で
新商品を開発



竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】

(1、2①③、3の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)
(2②の事業) 農村計画課 (03-6744-2141)

農山漁村交付金地域資源活用価値創出対策による支援(整備事業)

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出整備事業 （定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和8年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

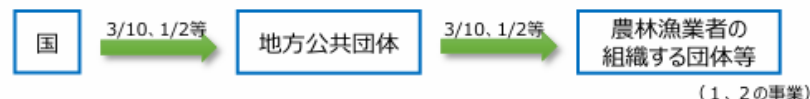
都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：1/2等（上限4億円）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。
【事業期間：1年、交付率：3/10等（上限1億円等）】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
- ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 - ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
 - ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



【お問い合わせ先】

（1の事業）	農村振興局地域整備課	（03-3501-0814）
（2の事業）	都市農村交流課	（03-6744-2497）

ご清聴、ありがとうございました。

**資料に関するお問い合わせは、
九州農政局鹿児島県拠点をお願いします。**

連絡先：099(222)5840

E-mail : kagoshima_sanjikan@maff.go.jp

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点のホームページ
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/index.html>



鹿児島県拠点 HP↓